

最高裁の合憲決定に関する声明

夫婦同姓を定めた民法と戸籍法の規定は違憲であるとして、別姓での婚姻届の受理を求めた家事審判の特別抗告審で、最高裁大法廷（裁判長・大谷直人長官）は本日、民法と戸籍法の規定を合憲とし、抗告を棄却しました。裁判官15人のうち4人の裁判官が規定を違憲と判断しました。

2015年12月16日の第1次夫婦別姓訴訟の判決で最高裁は、規定を合憲としたうえで、「この種の制度のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」と、法改正を国会に委ねました。しかし、国会はこれを受け止めることなく、法改正を怠りました。最高裁が、違憲判断をしなければ国会が法改正しないことを知りながら、再び合憲としたことは極めて問題であり、司法の役割放棄と言わざるを得ません。

昨年12月9日、最高裁が審理を大法廷に回付したことから、2015年の合憲判決を見直すのではないかと期待されました。しかし、その期待は打ち砕かれました。裁判長の長官は、判事として審理した2015年判決で合憲と判断しており、裁判長として審理した今回の決定でも、2015年判決を踏襲しました。

近く行われる衆議院総選挙では、最高裁裁判官の国民審査も行われます。選択的夫婦別姓が、個人の尊厳と両性の平等にかかわる重要な人権の問題であるという認識に欠ける裁判官への厳しい評価を行うことが必要です。

最高裁には、現在、他の夫婦別姓訴訟が係属しています。最高裁が、規定の違憲性はもとより、立法不作為を糾し、立法不作為により制約を受けている国民の基本的な権利・自由を擁護するという司法の役割を果たすよう、切に求めます。